

## 6. 検診事業の廃止に合わせ、

総務部業務課を令和3年3月31日で廃止する。

とのことでありました。

医療や介護は、それぞれ施設での人員配置基準が定められており、施設の規模により、所定の職員を配置しなければならぬということになります。

人口の減少により、患者数が減少していくことで医業収入は減少しますが、施設規模を維持する経費が減少しないのであれば経営環境が悪化していくことは当然のことでもあり、このまま赤字経営を続けていくことを議会としても容認はできないところでもあります。

一方、在宅独居の高齢者が多い周防大島町においては、住民の健康で安心して暮らせる生活を守ることも必要です。

その状況をしっかりと把握し、周防大島町に医療を残していかなければなりません。



## 【改革を進めるために】

今回の第1期の改編計画は、病院事業の改革のスタートであります。病院事業局には、医療・介護の両制度の動向も見据え、第1期の改革を住民第一の目線でしっかりと検証し、全力で取り組んでいただくため、次の提言を行います。

### 記

- (1) 大幅な赤字経営となった反省と検証を踏まえ、改編計画に取り組む。
- (2) 病院事業の改革には、ダウンサイジングによる効率的な運営や運営経費の削減を念頭におき、病院機能の選択と集中を図る。
- (3) 病院事業局の職員間で改革に向けた相互理解と、執行部、医師、職員の意識改革が必要である。
- (4) 介護医療院の設置に関連して、入所対象者の競合による町内介護施設の運営を圧迫することとならないよう

配慮する。

- (5) 医療と介護に関する住民サービスの向上に関して、町内の個人開業医、介護関係事業者との連携を強化し、施設間での相互理解や情報の共有を図るための協議会組織を設置する。

- (6) 住民の減少に伴う医療・介護サービスの需要を鑑み、病院事業局において将来は病院経営に専念する。

- (7) この改革は、町民の理解と

協力を仰ぎ実行する。

最後に、町民の皆様と関係者の皆様に申し上げます。

「この周防大島町に病院を残す」そして、ここに暮らす私たちが「元気で、笑顔で、安心して」暮らすために、この度の改革は避けて通れません。

この改革がより良いものとなりますよう、皆様のご理解とご協力、ご尽力を心よりお願い申し上げます、委員会を代表しての報告とさせていただきます。

## \* 介護医療院の定義 \*

介護医療院は、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話を行うことを目的としているものです。

